

# 自転車入構許可証(ステッカー) 交付願

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

学 部 等 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※ステッカー番号

※こちらには記入しないでください

学生宿舎  
色 番号

私は、通学のため自転車を利用するため、埼玉大学の駐輪場利用を希望しますので、「自転車入構許可証(ステッカー)の交付願」を提出します。

入構許可証交付のうえは、交通ルールを遵守することはもとより、大学駐輪場以外の公道および私有地等に無断(違法)駐輪せず、事故を起こした場合も自己責任で対処いたします。

また、下記事項にも注意して安全運転を行います。

----- キ リ ト リ 線 -----

大学近隣の住人から集団走行による迷惑行為や飛び出しで、駅周辺のスーパーからは無断駐輪で、多くの苦情が大学へ寄せられています。埼玉大学の学生であることを自覚し、交通ルールやマナーを守り安全運転で自転車を利用してください。

## 記

【学内の自転車駐輪場での注意】 -- 自転車を駐輪する場合は、敷地内の指定された枠内に整列して止めてください。盗難防止のため、鍵を2つ以上付けることを推奨します。自転車駐輪場を入出構の際は、自動車等の通行を確認してください。

【無断駐輪の禁止】 ----- 駐輪場以外(大学近隣の私有地・道路等)には、絶対駐輪しないでください。

【自転車保険の加入】 ----- 埼玉県では、交通事故が起こった場合の被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を図るため、平成30年4月から自転車損害保険への加入を義務化しています。

## 道路交通法における「危険行為」例

【信号無視】 ----- 道路を通行する場合には、信号機の表示する信号にしたがってください。

【交差点での一時不停止】 ----- 一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは一時停止してください。

【車道の右側通行】 ----- 自転車は車道が原則です。左端を通行してください。

【歩行者通行妨害】 ----- 歩道は歩行者優先です。自転車の進行が歩行者の通行を妨げる時は、一時停止してください。自転車は交通事故の加害者となることもあります。

【無灯火運転】 ----- 夜間、道路では前照灯(ライト)をつけてください。

【並進通行の禁止】 ----- 並進してはいけません。大学近くで集団走行による迷惑行為が見受けられます。

【携帯電話・イヤホンの使用】 ----- 携帯電話や音楽プレーヤー等を使用しながらの運転は、大変危険です。傘さし運転も同様に大変危険です。

平成27年6月の道路交通法改正により、警察官による取り締まりを強化し、危険なルール違反をくり返すと自転車運転者講習を受けることになりました。自転車は、「車」と同じと考え、正しいルールを理解して一層安全な走行を心がけましょう。

【自転車駐輪場】の場所は裏面のとおりです。

# 自転車入構許可証(ステッカー)の交付について

『自転車入構許可証(ステッカー)』は、学生支援課学生生活支援担当窓口で交付します。

『自転車入構許可証(ステッカー)交付願』に必要事項を記入し、学生証と共に提出してください。

なお、交付願の「キリトリ」は切り取らずに提出してください。

交付を受けた『自転車入構許可証(ステッカー)』は、自転車の見える箇所(後輪泥よけ等)に貼り付けてください。

許可を受けた自転車は、自転車駐輪場内の所定の位置に整列して駐輪してください。

『自転車駐輪場』は以下の2か所(緑枠部分)です。

※正門及び東門外の路上(赤枠部分)の違法駐輪が頻発しています。さいたま市による撤去の対象となったり、大学で移動を行うことがあります。短時間であっても絶対にしないでください！

